

# 広島県警察からのお知らせ

## 広島県公安委員会が認定する交通誘導警備業務にかかる 検定合格者配置路線（認定路線）の変更について

警備業法により、道路交通上、危険性の高い路線として、高速自動車国道、自動車専用道路のほか、各都道府県公安委員会が認定する路線（通称：認定路線）で交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格警備員を1名以上配置することが義務付けられています。

広島県公安委員会は、平成27年から9路線を認定路線としていましたが、この度、見直しを次のとおり行いました。

この変更は、令和3年4月1日から施行されます。

現在の認定路線 平成27年10月1日施行	変更後の認定路線 令和3年4月1日施行
国道2号	国道2号 継続
国道31号	国道31号 継続
国道54号	国道54号 継続
国道185号	国道183号 新規
国道313号	国道185号 継続
県道22号線（福山鞆線）	国道313号線 継続
県道31号線（呉平谷線）	国道375号線（東広島市西条町御園宇6461番地3先から東広島市豊栄町清武49番地4先まで） 新規
県道37号線（広島三次線）	国道486号線 新規
県道290号線（原田五日市線）	県道22号線（福山鞆線） 継続
	県道31号線（呉平谷線） 継続
	県道37号線（広島三次線） 継続
	県道290号線（原田五日市線） 継続



**お問合せ先 広島県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第2係**  
**電話082-228-0110（内線3038～3040）**

平成28年～令和2年  
**「めざそう！  
 安全・安心・日本一」**  
 ひろしまアクション・プラン

**運動目標** 県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実現できる  
**日本一安全・安心な広島県の実現**

**重点項目**

- 身近な犯罪被害の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 新たな犯罪脅威への対応

なくそう特殊詐欺被害  
**アンダー5** ↓  
**5** 作戦

なくそう交通死亡事故  
**アンダー75** ↓  
**75** 作戦

**「なくそう特殊詐欺被害・アンダー5作戦」展開中！**

**なくそう交通死亡事故・アンダー75作戦！**

～2020年までに年間の交通事故死者数を75人以下に～